

## 郡山市指定文化財保存・伝承活動等奨励金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市文化財の保護を図るため、国、県及び市指定の文化財の保存、伝承活動を行う団体への、奨励金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (奨励金の交付の対象者)

第2条 交付の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していると認められる者
- (2) 申請年度の活動予定がない、又は前年度からの繰越金が理由なく交付金額を上回っているとき
- (3) 前2号に掲げる者のほか、郡山市教育委員会教育長が不適當と認める者

### (奨励金対象経費等)

第3条 奨励の対象となる経費は、文化財の保護・保存及び伝承活動に要する経費とし、奨励金の額は予算の範囲内で定める額とする。

### (交付の申請)

第4条 奨励金の交付申請は、郡山市文化財保存・伝承活動等現況報告書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 交付申請年度の収支予算書
- (2) 交付申請前年度の収支決算書。ただし、団体で決議した決算書がある場合は当該決算書に代えて提出することができる。
- (3) 申請年度及び前年度の事業活動調書
- (4) 保護・伝承活動の実施状況を示す写真
- (5) その他郡山市教育委員会が指示する書類

2 前項の規定による申請は、奨励金の交付を受けようとする年度の4月1日から2

月 15 日までに行わなければならない。

(交付の条件)

第 5 条 奨励金を目的以外に使用してはならない。

(奨励金の支払い)

第 6 条 奨励金の支払いは、各月 15 日まで適正な申請があったものは、翌月末までに申請口座に振り込むものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 2 日から施行し、令和 7 年度以後の年度分の奨励金について適用する。
- 2 郡山市民俗芸能保存伝承活動奨励金交付要綱、指定文化財保存奨励金交付要領は廃止する。